

入札説明書

令和7年1月22日さいたま市公告(調達)第3号により公告した「さいたま市本庁舎外清掃業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 調達をする役務の仕様 業務委託仕様書のとおり

2 業務委託仕様書の交付方法

業務委託仕様書の交付方法は、さいたま市ホームページからダウンロードするものとする。

さいたま市ホームページ

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p039869.html>

(トップページ≫事業者向けの情報≫届出・手続き≫入札・契約≫一般競争入札告示≫業務委託≫建物管理業務等の入札情報(調達課入札分))

(1) 交付期間

令和7年1月22日(水)から令和7年3月6日(木)まで

3 業務委託仕様書に関する質問

業務委託仕様書に関する質問のある場合は、さいたま市ホームページから質問書をダウンロードし、必要事項を記載の上、次のとおり提出すること。

(1) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(2) 受付期間

令和7年1月22日(水)から令和7年2月5日(水)まで

(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下、「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法

持参又はFAX

FAX 048(829)1986

なお、FAXにより提出した者は、提出後速やかに、その旨を提出先に電話で連絡すること。

電話 048(829)1175

(4) 質問に対する回答は、次のとおり公表する。

ア さいたま市ホームページによる公表

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p039869.html>

(トップページ≫事業者向けの情報≫届出・手続き≫入札・契約≫一般競争入札

告示≫業務委託≫建物管理業務等の入札情報（調達課入札分）

イ 掲示による公表

掲示場所は3（1）に同じ

掲示時間は午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

ウ 回答の公表期間

令和7年2月12日（水）から令和7年3月3日（月）まで

4 入札に関する事項

(1) 調査基準価格

ア この入札は、あらかじめ調査基準価格を定めた上で、入札を行う。

イ 調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下、「低入札価格」という。）をした者（以下、「低入札価格者」という。）は、低入札価格の調査に協力しなければならない。

ウ 低入札価格の調査の結果、当該低入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該低入札価格者を失格とする。

エ 低入札価格の調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなし、当該低入札価格者を失格とする。

(2) 入札金額見積内訳書の提出

入札時には入札金額見積内訳書を提出すること。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項（金額を除く。）を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

エ 入札に参加する資格のない者がした入札

オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

カ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

ク 他人の代理を兼ねた者がした入札

ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

コ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ 金額を訂正した入札書による入札

- ス 入札時提出書類を提出しない者がした入札
- セ 入札書の金額と入札金額見積内訳書金額が一致しない入札
- ソ 鉛筆等の容易に消去可能な筆記用具を使用して記入した入札書（入札金額見積内訳書も含む。）による入札
- タ 公告及び入札説明書に規定する提出方法によらずに提出された入札書による入札

5 開札への立会いに関する事項

開札に立会いを希望する者は、さいたま市ホームページから開札立会い申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、次のとおり提出すること。なお、申請時に控えを交付する。

(1) 提出書類

開札立会い申請書

(2) 提出先

3 (1) に同じ。

(3) 申請期限

令和7年2月28日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) その他

ア 申請書の控えの交付を郵送にて希望する場合には、返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。ただし、5(3)は令和7年2月26日（水）午後5時までとする。なお、告示第75号で公開している案件も含めて郵送にて返送を希望することも可とするが、その場合は重量に応じて返信用封筒に切手を貼付すること。

イ 6(4)を郵送とした場合は、入札書等を封入した内封筒に同封しないこと。

6 開札に立会う者に関する注意事項

(1) 開札に立会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ開札場所へ入場できる。

(2) 代理人が立会う場合は、委任状を提出すること。

(3) 開札時には、必ず携帯電話の電源を切ること。

(4) 入札者又はその代理人は、開札場所へ入場するときに、競争入札参加資格確認結果通知書及び開札立会い申請書（控）の提示を求められることがあるので、必ず持参すること。

7 公告「2 競争入札参加資格に関する事項」について

公告の日から令和7年2月5日（水）までに令和6年度さいたま市の特定調達契

約に係る業務委託の競争入札参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）の申請を行い、本入札の参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、資格審査の結果、業務「清掃」の資格を有しないとされた者は入札に参加できない。

8 公告「4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出」について

以下の罫線で囲った内容に関する書類を、「競争入札参加申込兼資格確認申請書」とともに提出すること。

- ・ 令和2年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と清掃対象施設の延床面積が10,000㎡以上の特定建築物（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める「特定建築物」をいう。）の清掃業務（日常清掃及び定期清掃）を元請として年間契約し、誠実に履行した実績を有していることを証明する契約書の写し。（履行中の場合は、1年以上の履行した実績を有していることを証明する契約書の写し。）

※提出する際に、契約書の中で施設の階層ごとに面積が分かれている場合等は、計算に適用した面積がわかるよう黒以外の蛍光ペン及び付箋等で該当頁及び箇所を判別できるようにして提出すること。

※事務所又はそれに類する用途の建物の日常清掃及び定期清掃等の契約実績（元請に限る）とする。

※組合の場合、組合としての実績があること。

- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号で掲げる登録の登録証の写し、若しくは登録証明書の写し。

※組合の場合、組合としての登録があること。

- ・ 組合の場合、組合員名簿

9 公告「6 入札手続等」について

（1）入札方法関係

ア 入札全般

入札は、所定の入札書をもって行き、『入札書』及び『入札金額見積内訳書』を、9（1）イにより提出すること。

イ 入札書の提出方法

入札書の提出は、送付先への郵送とし、入札書と入札金額見積内訳書を同封した二重封筒とする。内封筒には入札書等を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者名を記載し封かんをする。外封筒にはあて名を「さいたま市役所財政局契約管理部調達課委託契約係」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては法人名）を記載しなければならない。

郵送の際は、一般書留（簡易書留を含む。）又はレターパックにて「令和7年3月4日（火）必着」で送付すること。

ウ 入札保証金の納付

入札保証金の納付を要するとされた者は、入札保証金の納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）をアに定める書類とともに同一の内封筒に入れ、提出すること。

なお、この方法により納付書兼領収書の写しを提出しない者は、4（3）の規定により入札を無効とする。

エ 開札結果

落札者の決定については、開札日の当日午後4時までにさいたま市ホームページにて公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p039869.html>

（トップページ≫事業者向けの情報≫届出・手続き≫入札・契約≫一般競争入札告示≫業務委託≫建物管理業務等の入札情報（調達課入札分））

オ 再度入札

初度入札において落札者がいない場合は、初度入札の開札結果発表後、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行う。再度入札の回数は1回とし、再度入札には、初度入札に参加しなかった者及び初度入札で無効の入札を行った者は参加できない。なお、再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに到達期限については、開札結果と併せて公表する。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うこととする。

カ くじ

落札とすべき同額の入札が複数あるときは、当該入札をした入札参加者等にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引き、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者等は、くじをひくことを辞退できない。なお、くじを行う日時及び場所については、開札結果と併せて公表する。

（2）入札保証金免除関係

ア 申請方法

さいたま市契約規則第9条の規定による入札保証金の免除を希望するときは、次のいずれかの方法で申請すること。

- ① 同条第1項第1号の規定による入札保証金の免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書（様式第4号）に、入札保証保険契約に係る保険証券を添付すること。
- ② 同条第1項第2号の規定による入札保証金の免除を申請する場合は、入札保証金免除申請書（様式第4号）に、同号の規定を満たす契約書の写しを2件分添付すること。

※公告「2 競争入札参加資格に関する事項（6）」で求める履行実績とは異なるので、注意すること。

- イ 申請先 3（1）に同じ
- ウ 申請期間 3（2）に同じ
- エ 提出方法 持参

10 その他の注意事項

- (1) 入札に使用する書類は、さいたま市ホームページからダウンロードすること。
さいたま市ホームページ

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p039869.html>

(トップページ≫事業者向けの情報≫届出・手続き≫入札・契約≫一般競争入札告示≫業務委託≫建物管理業務等の入札情報（調達課入札分）

- (2) 支払いに関する事項

支払条件については原則月払いとするが、詳細については、落札決定後、当該落札者と協議することとする。

- (3) 提出書類に関する注意事項

「4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出」の提出書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳を添付すること。

- (4) 契約手続等

ア 契約予定日 令和7年3月中

イ 業務開始予定日 令和7年4月1日

※地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約により契約を締結する。

従って、令和7年度のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

- (5) その他

詳細については、さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（業務委託及び物品等の賃貸借契約）に定めるところによる。

<掲載場所>

【さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得】

さいたま市ホームページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 入札・契約 > 契約関係規程集 > 業務委託（建設工事に伴うものを除く） > 業務委託（建設工事に伴うものを除く）

【さいたま市公告（調達）第3号】

さいたま市ホームページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 入札・契約 > さいたま市契約公報 > 臨時号外第1号令和7年1月22日発行